



問い合わせ先

部 署

狛江市都市建設部まちづくり推進課住宅担当

住 所

〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5

電話番号

03-3430-1359・1309

F A X

03-3430-6870

E-mail

jutakut@city.komae.lg.jp

目次・事業概要

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業 1 ～ 2 ページ (事業概要)

市内の木造住宅及び木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）に、耐震化に関する専門的な知識のある建築士を派遣し、簡易的な耐震診断を行うほか、耐震化に関する総合的なアドバイスをを行います。

2. 木造住宅耐震診断助成金 3 ～ 5 ページ (事業概要)

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅等の耐震診断に要する費用の一部を助成します。

3. 木造住宅耐震改修助成金 7 ～ 9 ページ (事業概要)

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅等の耐震改修に要する費用の一部を助成します。

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金 11 ～ 12 ページ (事業概要)

危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

5. 分譲マンション耐震診断助成金 13 ～ 15 ページ (事業概要)

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成します。

共通事項

1. 申請期間

令和3年4月1日（木）～12月15日（水）

上記の申請期間内に、申請手続きを行ってください。

事業及び助成金、補助金を受ける場合は、事前に事業の利用承認申請又は助成金・交付金の交付申請手続きが必要です。申請手続きを経ずに、事業を実施した場合、助成金・交付金の交付対象外になりますので、ご注意ください。

なお、申請手続きから事業の利用承認又は助成金・補助金の交付決定まで、2週間程度の時間を要しますので、時間に余裕をもって、申請してください。

2. 事業の実施期限

令和4年2月28日（月）

各種事業は、上記期限までに完了させてください。

3. その他

（1）事業利用について

本パンフレットに一部記載のない事項もあります。事業、助成制度の利用に当たっては、事前に担当部署に詳細をご確認ください。

（2）他の補助金等の併用について

各種助成及び補助事業について、他の補助金等の併用して受けることはできません。

（3）申請の締め切りについて

当初の見込みよりも多くの申請があった場合は、事前の予告なしに申請受付を締め切る場合があります。

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業



1. 対象となる住宅

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものであること。
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。

2. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者
- 共有の木造住宅等においては、共有者全員の合意を得て代表となった者
- 区分所有の場合は、区分所有者全員の合意による代表者又は管理組合の理事等

3. 費用

無料（利用者負担なし）

4. 簡易耐震診断の内容

2度の訪問により、簡易的な耐震診断を行います。

1度目の訪問では、目視による外観及び内部調査等により、簡易的な耐震診断を行います。

2度目の訪問では、簡易耐震診断の結果を報告します。また、耐震改修の事例紹介や狛江市の耐震助成制度の案内等、耐震化に関する総合的なアドバイスを行います。

5. 診断機関

一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士

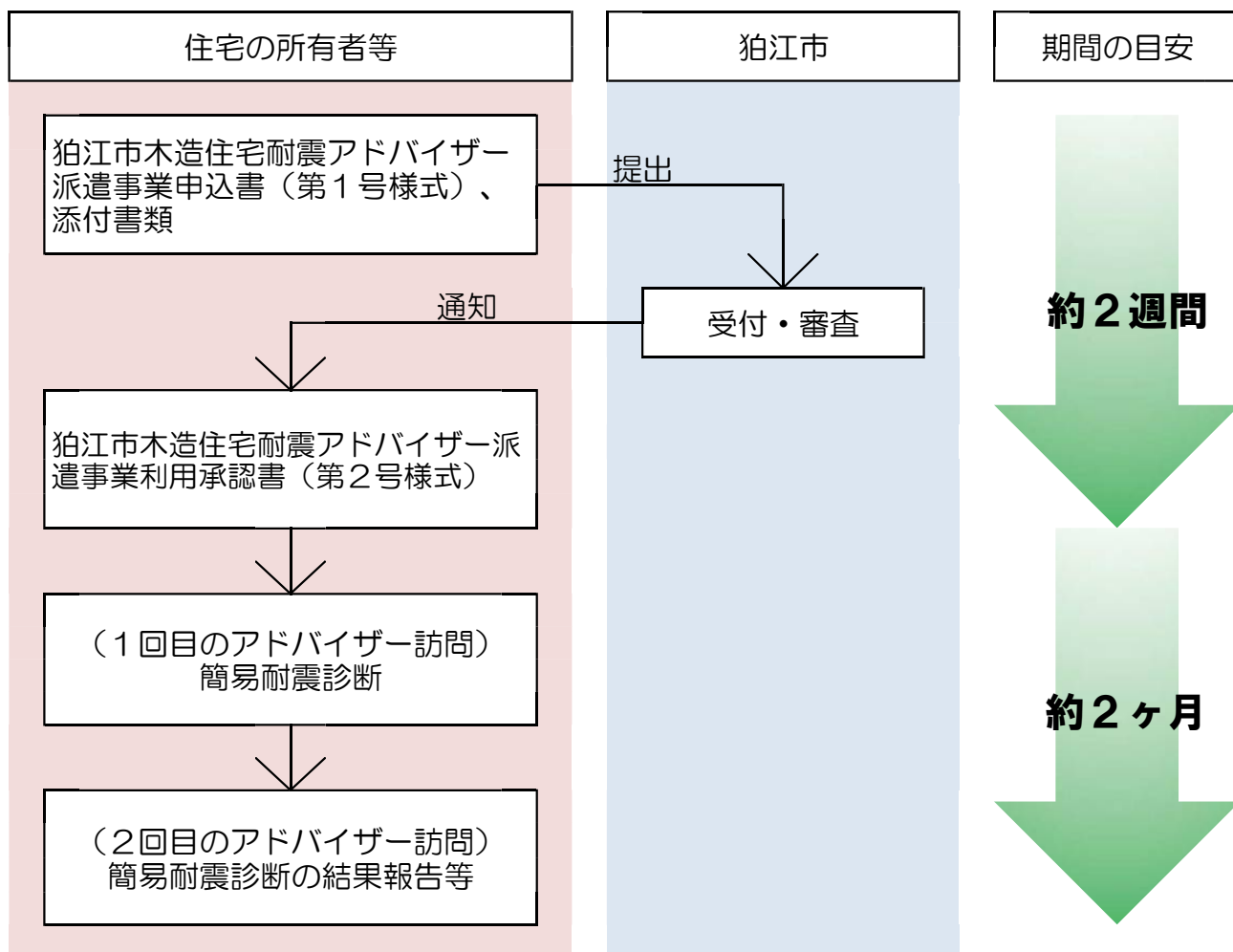
6. 添付書類

- 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- 区分所有の場合は、区分所有者全員の合意により代表者が選出されたことがわかる書面の写し又は管理組合の理事等であることを証する書面の写し
- 設計図又は間取り図
※設計図、間取り図等の資料がない場合は、アドバイザー訪問時までに手書きのものをご用意ください。

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業



7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

2. 木造住宅耐震診断助成金



1. 対象となる住宅

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものであること。
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。

2. 対象者

次の（１）及び（２）に該当する者

（１）次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者（以下「所有者」という。）
- 共有建築物において共有者の全員によって合意された代表者又は区分所有建築物において区分所有者の全員によって合意された代表者
- 所有者の配偶者（以下「配偶者」という。）
- 所有者又は配偶者の一親等の親族
- 助成対象住宅を所有していた者と売買契約を締結し、当該住宅の引渡前の状態にある者
- 売買契約を他の共有持分を有することとなる者と共に締結し、引渡前の者

（２）既に納期の経過した市税を完納している者。ただし、共有建築物にあっては共有者全員、

3. 助成額

耐震診断に要する費用の3分の2の額（限度額12万円）

4. 診断方法

「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断又はそれと同等以上と認められる診断の方法により、診断機関が木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

5. 診断機関

建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の会員、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターへ東京都木造住宅耐震診断事務所の登録をした者又は市長が特に認める者

6. 耐震診断料の目安

一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士が、診断する場合の費用は以下のとおり（一部抜粋）です。ただし、建物の規模や形状、図面の有無等により異なります。

床面積（㎡）	図面有（万円）	図面無（万円）
～120	20.0	25.0
～130	20.5	25.5
～140	21.0	26.0
～150	22.0	27.0

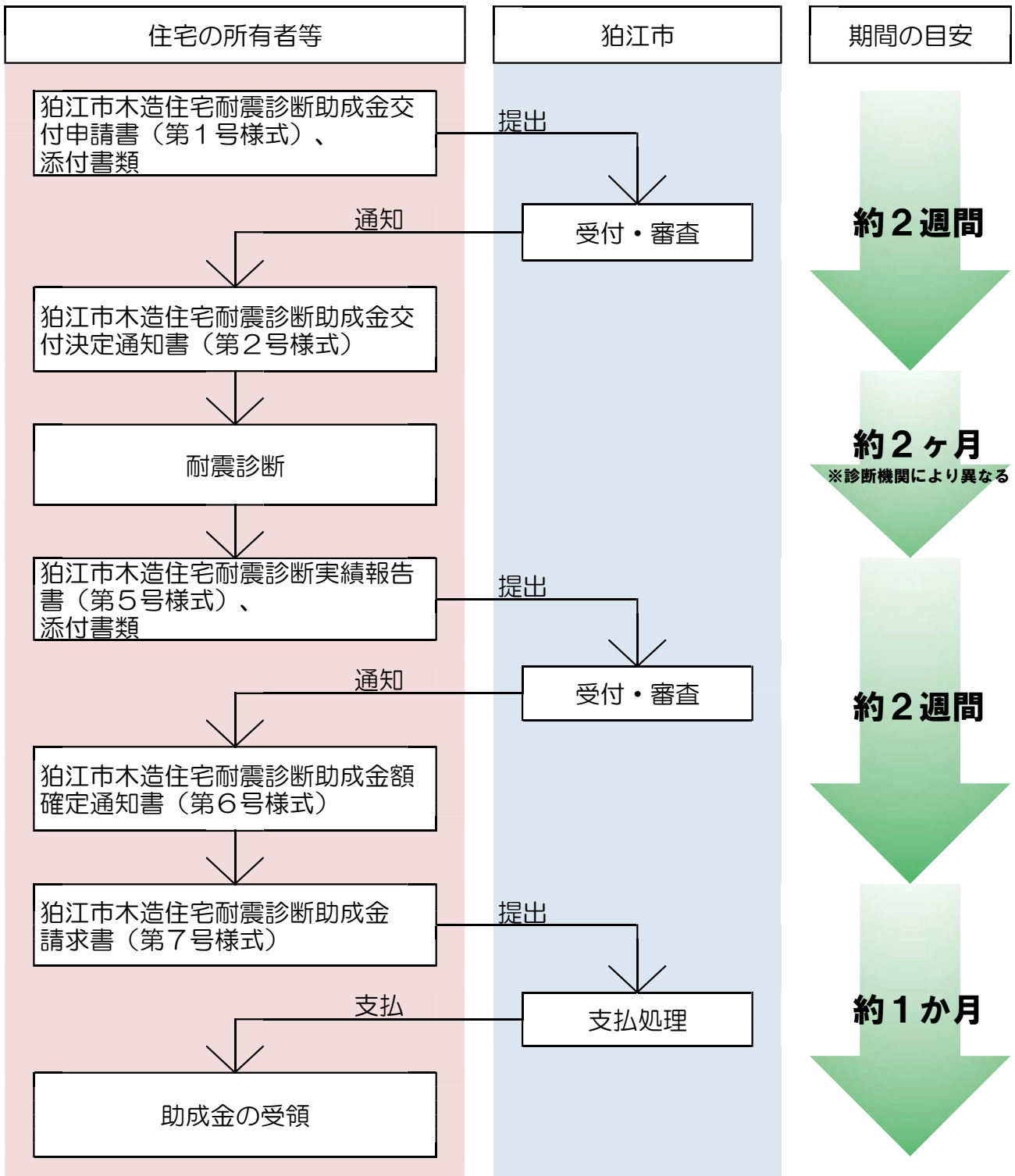
※上記金額は税抜きです。

※令和3年2月時点のものです。今後変更される場合があります。

2. 木造住宅耐震診断助成金



7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。
 ※添付書類は、次のページをご覧ください。

2. 木造住宅耐震診断助成金



8. 添付書類

(1) 狛江市木造住宅耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類
次の①～③までは、いずれか1つを添付してください。

- ① 建物の登記簿謄本の写し（登記済印のある登記申請書でも可）又は登記事項証明書の写し
- ② 建築確認申請書の副本の写し（当時の建築主と現在の所有者が異なる場合は、①も提出してください。）
- ③ 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- ④ 耐震診断に関する同意書（第1号の2様式）（住宅を単独所有している者が申請する場合を除く。）
- ⑤ 助成対象住宅の売買契約締結書の写し（狛江市木造住宅耐震診断助成金交付要綱第5条第1号才又はカに該当する者が申請する場合に限る。）
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

(2) 狛江市木造住宅耐震診断実績報告書（第5号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 診断機関が狛江市木造住宅耐震診断助成金交付要綱第3条第4号に規定する者であることを証する書面の写し
- ④ 診断機関発行の耐震診断結果報告書

3. 木造住宅耐震改修助成金



1. 対象となる住宅及び条件

次のいずれにも該当すること

- 木造住宅又は木造集合住宅（以下「木造住宅等」という。）であること。
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものであること。
- 1つの建築物を複数の用途で使用している場合は、延べ床面積の過半が住居の用途に供していること。
- 耐震診断の結果、評点が1.0未満であること。
- 耐震改修工事については、施行業者による工事を行い、工事監理者による工事監理を受けることを要し、かつ、次の①～③のいずれかに該当するものであること。ただし、改修前の評点が0.7以上の住宅については、①の耐震改修を行う場合のみ助成の対象となる。
 - ① 改修後の住宅全体の評点が1.0以上となること。
 - ② 改修後の住宅全体の評点が0.7以上1.0未満となること。
 - ③ 改修後の住宅の1階部分の評点が1.0以上となること。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定又は同法の規定による許可に付した条件に違反しないこと。
- 本助成金を受けて、住宅の耐震改修工事を実施した場合、工事完了後10年以内に、当該住宅を譲渡、交換、貸付、担保に供する場合、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ粕江市長の承認を得ること。

2. 対象者

次の（1）及び（2）に該当する者

（1）次のいずれかに該当する者

- 木造住宅等の所有者（以下「所有者」という。）
- 共有建築物において共有者の全員によって合意された代表者又は区分所有建築物において区分所有者の全員によって合意された代表者
- 所有者の配偶者（以下「配偶者」という。）
- 所有者又は配偶者の一親等の親族
- 助成対象住宅を所有していた者と売買契約を締結し、当該住宅の引渡前の状態にある者
- 売買契約を他の共有持分を有することとなる者と共に締結し、引渡前の者

（2）既に納期の経過した市税を完納している者。共有建築物にあっては共有者全員、区分所有建築物にあっては区分所有者全員が市税を完納していること。

3. 助成額

（1）耐震改修分

- ① 改修後の住宅全体の評点が1.0以上となる場合
耐震改修に要する費用の2分の1の額（限度額80万円）
- ② 改修後の住宅全体の評点が0.7以上1.0未満となる場合
- ③ 改修後の住宅の1階部分の評点が1.0以上となる場合
耐震改修に要する費用の2分の1の額（限度額30万円）

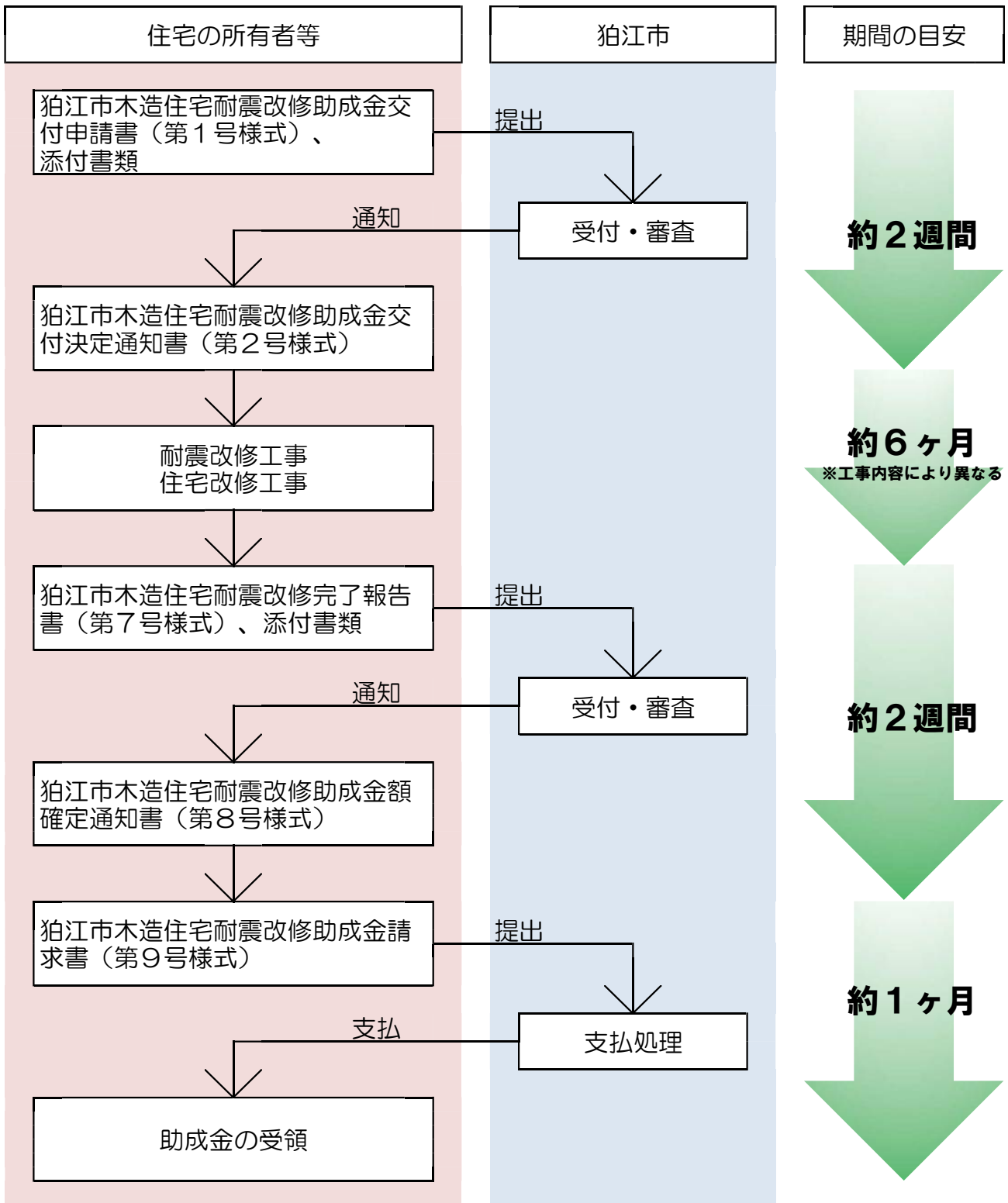
（2）住宅改修（リフォーム）分

上記①～③の耐震改修工事と同時期に他の住宅改修工事を行う場合
住宅改修に要する費用の5分の1の額（限度額20万円）

3. 木造住宅耐震改修助成金



4. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。
 ※添付書類については、次のページを参照してください。

3. 木造住宅耐震改修助成金



5. 添付書類

(1) 狛江市木造住宅耐震改修助成金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 助成対象住宅であることが確認できる書類（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した場合は不要）
- ② 耐震診断結果報告書の写し（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した場合は不要）
- ③ 工事監理者が、狛江市木造住宅耐震改修助成金交付要綱第3条第7号に規定するものであることを証する書面の写し（狛江市木造住宅耐震診断助成制度を利用した際の診断機関以外が工事監理者である場合に限る。）
- ④ 耐震改修の内容及び工事全体の概要が確認できる設計図書
- ⑤ 耐震改修に関する同意書（第1号の2様式）（住宅を単独所有している者が申請する場合は不要）
- ⑥ 耐震改修及び住宅改修に係る費用の見積書並びに耐震改修部分及び住宅改修部分ごとに分けて作成された内訳書
- ⑦ 助成対象住宅の売買契約締結書の写し（狛江市木造住宅耐震改修助成金交付要綱第5条第1号才又は力に該当する者が申請する場合に限る。）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

(2) 狛江市木造住宅耐震改修完了報告書（第7号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 契約書の写し
- ② 領収書の写し
- ③ 耐震改修部分又は住宅改修部分ごとに分けて作成された内訳書の写し
- ④ 工事監理報告書（工事内容及び耐震補強前及び耐震補強後の評点を各階で表記し、工事監理者名を記入した報告書）
- ⑤ 工事写真帳（いずれもカラー印刷された施工前現場写真及び補強設計平面図。ただし、建築確認を要した耐震改修工事は除く。）
- ⑥ 検査済証の写し（建築確認を要した耐震改修工事のみ。）
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金



1. 対象となるブロック塀等

次のいずれにも該当するもの

- 危険ブロック塀等であること。（市職員が現地調査にて確認します。）
- 危険ブロック塀等が避難路に面していること。（市職員が確認します。）
※民間敷地境界のブロック塀は対象外
- 避難路又は当該危険ブロック塀等がある敷地の地盤面から当該危険ブロック塀等の上端部までの高さが1.2メートルを超え、かつ、当該危険ブロック塀等と避難路の道路境界線までの距離以上であること。
- 撤去後、道路等の路面からの高さが60センチメートル以下になること。

2. 対象者

- 危険ブロック塀等がある土地の所有者。ただし、危険ブロック塀等の所有者と土地の所有者が異なる場合は、危険ブロック塀等の所有者。

3. 助成額

次の（１）又は（２）のいずれか低い額（限度額15万円）

- （１）撤去に要した費用
- （２）撤去した部分の総延長に1メートル当たり1万円を乗じた額

4. 添付書類

（１）狛江市ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 案内図（撤去するブロック塀等の位置が分かるもの）
※地図等に、ブロック塀等の位置を赤字で記してください。また、撤去するブロック塀等の延長も記入してください。
- ② 撤去するブロック塀等の写真（全体を写したもの）
- ③ 撤去に要する費用が確認できる見積書等
※撤去工事一式〇〇円という表記ではなく、「単価〇〇円×延長〇〇メートル」という表記にしてください。
- ④ 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- ⑤ 承諾書（申請者のほかにブロック塀等の所有者がいる場合）
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

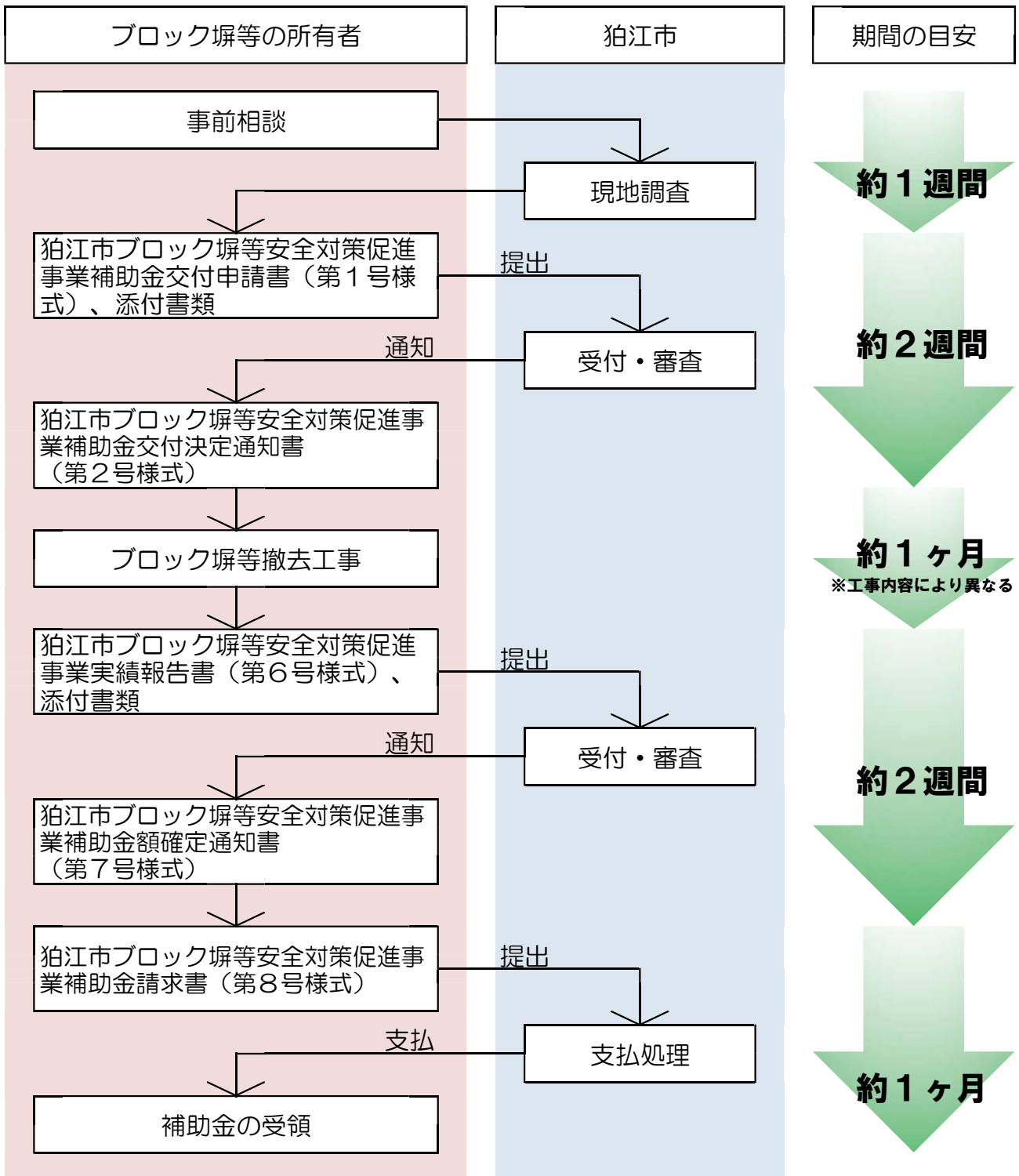
（２）狛江市ブロック塀等安全対策促進事業実績報告書（第6号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ ブロック塀等を撤去したことが分かる写真

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金



5. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

5. 分譲マンション耐震診断助成金



1. 対象となる建築物

- 地階を除く階数が3以上のもので、次のいずれにも該当する民間分譲マンション
※民間分譲マンション…2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専用部分がある共同住宅のこと。
- 昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条に基づく建築確認を受けたものであること。
- 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- 1つの建築物を複数の用途として使用している場合は、当該建築物の延べ床面積の過半が人の居住の用に供しているものであること。
- 賃貸住宅以外の建築物であること。

2. 助成対象となる耐震診断の範囲

- ① 履歴調査、外観調査、劣化調査その他の現地調査に関すること。
 - ② 図面、計算書等の内容を検討する設計図書の内容審査に関すること。
 - ③ 床、梁、柱、壁等の構造躯体調査に関すること。
 - ④ 仕上げ材等の非構造部材が避難路等に及ぼす影響に関すること。
 - ⑤ 設備機器の脱落、転倒及び移動に関すること。
 - ⑥ 耐震性能の総合的な評価に関すること。
 - ⑦ 耐震補強の案の作成、概算工事費の算定その他の耐震補強計画に関すること。
 - ⑧ 耐震診断報告書の作成及び提示に関すること。
- ※ 設計図書の作成は、助成対象外。

3. 対象者

次の（1）及び（2）に該当する者

（1）次のいずれかに該当する者

- 耐震診断を受けることについて、区分所有者の合意を得た管理組合
- 耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の合意を得た者のうち、市長が適当と認める者

（2）東京都暴力団排除条例及び狛江市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。

4. 助成額

耐震診断に要する費用の2分の1の額（限度額100万円）

5. 耐震診断

建築士が次に掲げる基準に基づき、分譲マンションの地震に対する安全性を調査（耐震診断に先立ち行われる予備調査を含む。）し、評価すること。

- ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に基づいて国土交通大臣が示す建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）
- ② 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」

5. 分譲マンション耐震診断助成金



5. 耐震診断(続き)

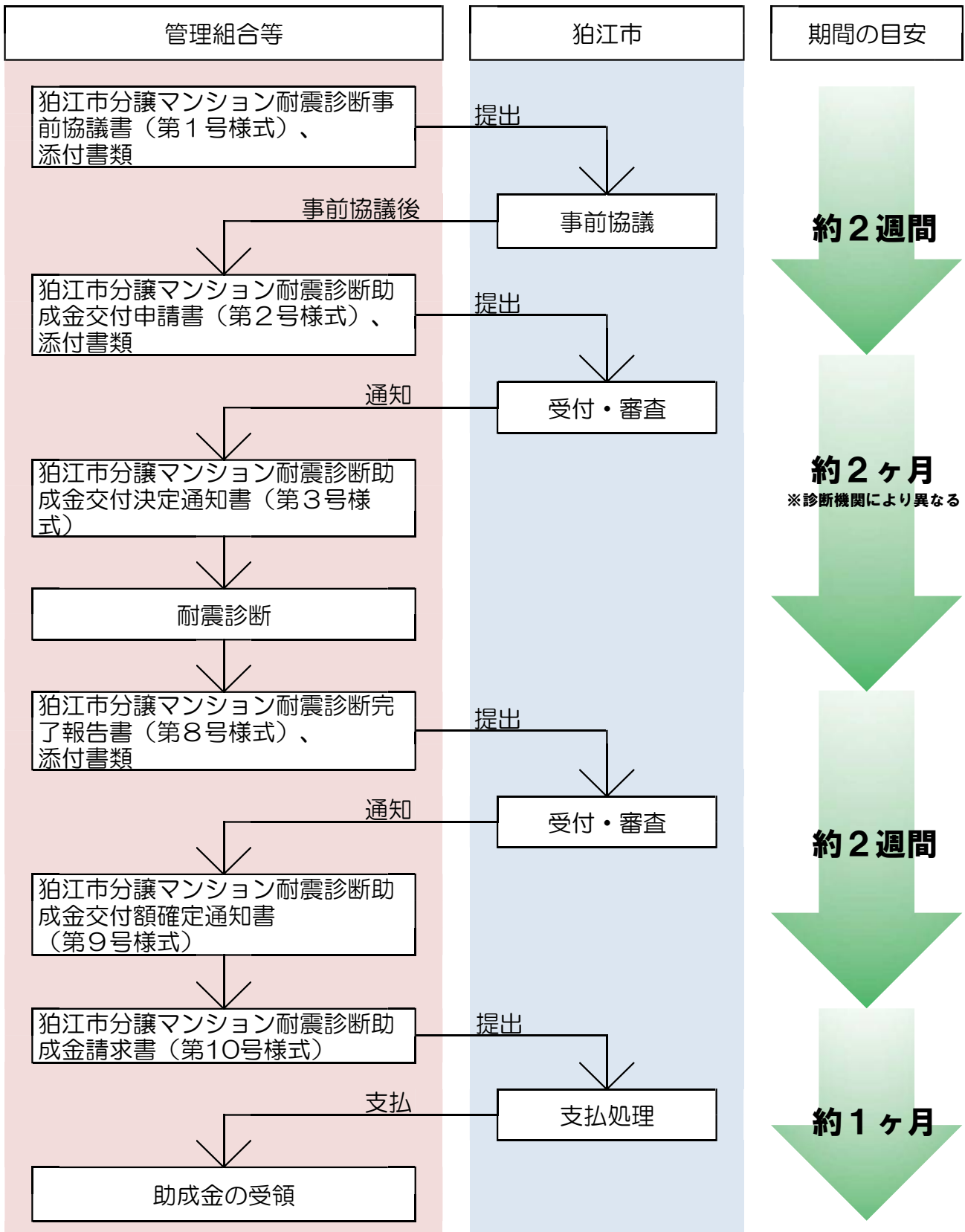
- ③ 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
- ④ 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」
- ⑤ 財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」及び「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物簡易耐震診断法」

6. 添付書類

- (1) 狛江市分譲マンション耐震診断事前協議書(第1号様式)の提出時に必要な添付書類
 - ① 建築確認通知書又は建築年月日を証する書類の写し
 - ② 用途別の床面積及び面積比率算出表(店舗等の用に供する部分を有する場合に限る。)
 - ③ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付申請書(第2号様式)の提出時に必要な添付書類
 - ① 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類の写し
 - ② 建築確認通知書又は建築年月日を証する書類の写し
 - ③ 管理組合の規約及び耐震診断の実施を決議したことが分かる書類の写し
 - ④ 法人全部事項証明書(法人の場合)
 - ⑤ 案内図、配置図及び各階平面図
 - ⑥ 用途別の床面積及び面積比率算出表(店舗等の用に供する部分を有する場合に限る。)
 - ⑦ 耐震診断の見積書又は要する費用が確認できる書類及び助成金の限度額計算書
 - ⑧ 耐震診断の工程表
 - ⑨ 耐震診断を実施する者が、建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築士であることを証する書類の写し
 - ⑩ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 狛江市分譲マンション耐震診断完了報告書(第8号様式)の提出時に必要な添付書類
 - ① 領収書の写し
 - ② 契約書の写し
 - ③ 診断機関が発行する耐震診断結果報告書の写し

5. 分譲マンション耐震診断助成金

7. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

